

令和3年3月19日

議会運営委員会

委員長 土井 達也 様

議会改革検討協議会

座長 杉江 友介

協議結果について（報告⑩）

当協議会では、議会機能のより一層の充実強化に向けて協議・検討を行っておりますが、このたび、「委員会代表者会議のオンライン実施」について検討した結果、別添（案）のとおり、オンラインにより出席できるようにすることで了承となりましたので、御報告いたします。

つきましては、本件の取扱いを御協議いただきますようお願いいたします。

オンラインを活用した代表者会議の実施について（案）

■基本的な考え方

- 代表者会議もオンラインにより出席できるようにする。
- 代表者の職務代理者が出席可能な場合は、当該職務代理者が出席する。
なお、正副委員長は、委員会と同様、オンラインにより出席することはできない。
- オンラインによる開催にあたっては、次の点に留意する。
 - ①映像と音声によりオンライン出席委員の本人確認を行う。
 - ②オンライン出席委員がいる場所に当該委員以外の者がいないことを確認する。
- 必要最小限の機器等に対応する。

■具体的な内容

○必要な機器等

- ・ノートパソコン（カメラ内蔵）、集音マイク、スピーカー等を4委員会分用意する。
- ・オンライン委員会で使用している「Webex」の無料版（50分/1回）を使用する。

○オンライン出席委員（代表者）の責務

- ・委員会用の情報端末とは別に代表者会議用の端末（スマートフォン可）を用意する。
- ・オンライン委員会出席時と同様の責務（セキュリティ対策など）を負う。

○本人確認後に不具合が生じた時の対応

- ・委員長は、オンライン出席委員に対し、携帯電話で協議に参画するか、委員長一任とするかを確認したうえで、代表者会議を続行する（委員会運営への影響を考慮し、代表者会議は中断しない）。

オンラインを活用した代表者会議のイメージ

